



目 次

条 例	ページ
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	4
◎高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例	5
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	5
◎高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	6
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	6
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	6
◎高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例	6
◎高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例	6
◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例	7
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例	7
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例	7
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	7
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	7
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	8
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	9
◎高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9

◎高知県文化財保護条例の一部を改正する条例	11
◎高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例	11

公布された条例のあらまし

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第1号）

1 条例改正の目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により、児童指導員の資格として幼稚園の教諭の免許状を有する者であって都道府県知事が適当と認めたものが追加されること等を考慮し、規定の整理をする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次に掲げる事項を除くほか、基準省令で定める基準の例によることとする。

- (1) 非常災害対策（第4条）
- (2) 県内産農林水産物等の使用（第5条）
- (3) 暴力団の排除（第6条）

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）の施行に伴い、特定所有者不明土地の取用又は使用の裁定の事務に係る手数料の徴収等について必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

(1) 法第10条第1項の規定に基づき特定所有者不明土地の使用に係る土地使用権等の取得の裁定の申請をする者、法第19条第1項の規定に基づき使用権設定土地に係る土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請をする者又は法第27条第1項若しくは第37条第1項の規定に基づき特定所有者不明土地の取用又は使用の裁定の申請をする者から、損失の補償金の見積額に応じた額の手数料を徴収することとする。 (第2条)

(2) 手数料の不還付、不徴収及び納付の時期について定めること。 (第3条から第5条まで)

3 施行期日

この条例は、平成31年6月1日から施行することとした。

◆高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第3号）

1 条例改正の目的

事務事業の円滑な遂行のため、要配慮個人情報の収集の制限の例外として本人の同意があるとき等を追加することとし、併せて個人情報の本人以外からの収集の制限及び目的外提供の制限の例外として国、他の地方公共団体等を相手方とする場合であって、個人情報の収集及び提供について相当の理由があるときを追加するとともに、目的外利用の制限の例外として個人情報の利用について相当の理由があるときを追加することとした。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第4号）

1 条例改正の目的

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行による工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、用語の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成31年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間（知事については、現任期中の平成31年12月6日までの間）において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)	
知事	1,220,000円	(10%)	1,098,000円
副知事	940,000円	(3%)	911,800円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(2%)	597,800円
常勤の監査委員	610,000円	(2%)	597,800円
教育長	780,000円	(2%)	764,400円

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

超過勤務命令の上限の設定等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

特別の法律により設立された法人である高知県農業協同組合に職員を派遣することができることとするとともに、高知県園芸農業協同組合連合会が消滅することに伴い、必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から

施行することとした。

◆高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

- 1 条例改正の目的
学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

- 1 条例改正の目的
高知県南海トラフ地震対策行動計画が3年間延長されることに合わせて、基金の設置期間を延長することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、高知県収入証紙等管理特別会計の設置の目的について必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。

◆高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

- 1 条例改正の目的
高知県衛生研究所及び高知県環境研究センターを高知県衛生環境研究所に組織改編することに伴い、用語の整理をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

- 1 条例改正の目的
県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実を図ることを目的として、県内指定医療機関において助産師の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸し付ける制度について、周産期医療体制の状況を考慮し、3年間延長することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

- 1 条例改正の目的
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行により医療法（昭和23年法律第205号）が一部改正されたこと等に伴い、同法の引用規定の整理等をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

- 1 条例改正の目的
所要経費の見直し等により、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の

額を引き上げることとした。

2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

- 1 条例改正の目的
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

- 1 条例改正の目的
土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

- 1 条例改正の目的
建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、1の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合において、特定行政庁が当該2以上の工事の全体計画が一定の基準に適合すると認めるときは、全体計画に係る最後の工事に着手するまでは、同法第87条第3項に掲げる規定を準用しないこととされることに伴い、当該全体計画の認定の申請に対する審査に係る手数料及び当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、特定行政庁が、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用することについて、安全上、防火上及び衛生上支障がない等と認める場合には、一定の期間を定めて当該建築物の用途を変更して使用することを許可することができることとされることに伴い、当該使用の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとする等必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

- 1 条例改正の目的
県の管理に属する港湾施設のうち高知港の客船ターミナルに係る使用料の額を新たに定めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月21日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

- 1 条例改正の目的
電気事業における風力発電所のうち大豊風力発電所について老朽化等に伴い廃止することとするとともに、工業用水道事業における工業用水道施設のうち香南工業用水道について新たに川谷刈谷工業団地に給水を開始するため当該施設の給水能力を引き上げる

こととした。

2 施行期日

この条例中第2条第2項の改正規定は平成31年9月1日から、同条第4項の改正規定は規則で定める日から施行することとした。

◆高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

高知県立青少年センターの陸上競技場の改修に伴い、施設の使用料の額を改定する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県文化財保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）の施行による文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部改正に伴い、高知県文化財保護審議会に係る規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◆高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

その目的を達成した高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成31年8月1日から施行することとした。

条 例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令（第6条を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第15号）による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

（非常災害対策）

第4条 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している者等に周知しなければならない。

2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月1回以上）行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、助産施設並びに医療機関の一部を利用して支援を提供する福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターにおいては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（県内産農林水産物等の使用）

第5条 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（暴力団の排除）

第6条 児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長その他児童福祉施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「児童福祉施設の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 児童福祉施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 児童福祉施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第10条第1項及び第19条第1項に規定する事務並びに法第44条の規定に基づき徴収する法第27条第1項及び第37条第1項に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料）

第2条 法第10条第1項の規定に基づき特定所有者不明土地の使用に係る土地使用権等の取得の裁定の申請をする者、法第19条第1項の規定に基づき使用権設定土地に係る土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請をする者又は法第27条第1項若しくは第37条第1項の規定に基づき特定所有者不明土地の取用又は使用の裁定の申請をする者（第4条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を県に納付しなければならない。

- (1) 損失の補償金の見積額が10万円以下の場合 27,000円
- (2) 損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額
- (3) 損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合 75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額
- (4) 損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合 211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額

(5) 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額

(6) 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合 360,100円（手数料の不還付）

第3条 既に納付された前条の手数料は、還付しない。（手数料の不徴収）

第4条 申請者が、国（法令により国の行政機関とみなされ、土地収用法（昭和26年法律第219号）第125条第1項ただし書の規定が準用される公団等を含む。）又は県（法令により県とみなされ、同項ただし書の規定が準用される公社等を含む。）であるときは、第2条の手数料を徴収しない。

（手数料の納付の時期）

第5条 第2条の手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。



高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第3号

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。第8条第3項第1号を同項第1号の2とし、同号の次に次の1号を加える。

(1)の3 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。第8条第3項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 本人の同意があるとき。第8条第4項第5号の次に次の1号を加える。
- (5)の2 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第1項第4号の2及び第5号において同じ。）から提供を受けて収集する場合であって、収集することにつき相当の理由があるとき。第9条第1項第4号の次に次の1号を加える。
- (4)の2 事務事業の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することにつき相当の理由がある場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

第10条第1項第4号の次に次の1号を加える。(4)の2 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があり、かつ、提供を受ける者が事務事業の執行に必要な限度で利用し、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。第10条第1項第5号中「公安委員会等」を「前号に規定する場合のほか、公安委員会

等」に改め、「（県が設立した地方独立行政法人を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第4号**

**高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例（平成28年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

~~~~~  
知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日（知事にあつては、平成31年12月6日）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第6号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例**

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第1条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第2条** 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第3条** 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 高知県農業協同組合

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号キを削り、同号クを同号キとする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

~~~~~  
高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第8号**

**高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例**

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第9号

高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例

高知県職員等こころざし特例基金条例（平成25年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年5月31日」を「平成34年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第10号

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例

高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。本則の表中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税及び軽自動車税（地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第1号に規定するものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。



高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県衛生試験等手数料等徴収条例（昭和39年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県衛生研究所」を「高知県衛生環境研究所」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第13号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項ネ中「法第16条ただし書」を「省令第9条の15の2」に、「許可」を「認定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「700円」を「1,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第15号

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号

高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一

部を改正する条例

（高知県土地改良事業費分担金等徴収条例の一部改正）

第1条 高知県土地改良事業費分担金等徴収条例（昭和25年高知県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の29の項中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条中「仮設興行場等」を「仮設興行場等、法第87条の3第5項の規定による興行場等並びに同条第6項の規定による特別興行場等」に改める。

第22条第1項及び第2項、第24条第1項及び第2項並びに第28条第1項及び第2項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第29条の表1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の特例許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等特例許可申請手数料	18万円（法第48条第16項第1号の特例許可に該当する場合にあっては6万円を、同項第2号の特例許可に該当する場合にあっては2万円を減ずるものとする。）
---	-----------------------	---

第29条の表11の項中「第53条第4項」を「第53条第4項又は第5項」に改め、同表12の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表25の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表26の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表27の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表53の項中「工事を行う場合の制限の緩和に係る全体

計画の認定の」を「増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定の」に、「既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料」を「既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料」に改め、同表54の項中「工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定の」を「増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定の」に、「既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定申請手数料」を「既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定申請手数料」に改め、同表55の項を同表59の項とし、同表54の項の次に次のように加える。

55 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円
56 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更の認定申請手数料	27,000円
57 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等とする場合の当該建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等使用許可申請手数料	12万円
58 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等とする場合の当該建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等使用許可申請手数料	16万円

第32条第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県建築基準法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表中

船舶給水施設	船舶給水	1立方メートル		461円	
--------	------	---------	--	------	--

を

船舶給水施設	船舶給水	1立方メートル		461円	
客船ターミナル	船客の乗降等に係る利用以外の使用	1平方メートル	1時間	10円	

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月21日から施行する。

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名称	位置	最大出力
永瀬発電所	香美市	22,800キロワット
吉野発電所	〃	4,900キロワット
杉田発電所	〃	11,500キロワット
甫喜ヶ峰風力発電所	〃	1,500キロワット

第2条第4項の表中「936立方メートル」を「8,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例中第2条第2項の改正規定は平成31年9月1日から、同条第4項の改正規定は

規則で定める日から施行する。

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)中「照明設備以外」を「アリーナ等」に改め、同表の3を次のように改める。

3 屋外体育施設
(1) 球場

区分		使用料			
		基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
野球		1,500円	2,150円	3,170円	490円
ソフトボール	1面	1,000円	1,430円	1,960円	330円
控室	1室	420円	600円	1,020円	160円

(2) 陸上競技場等

区分		使用料			
		基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
陸上競技場	アマチュアスポーツ	2,750円	3,300円	5,500円	830円
	アマチュアスポーツ以外のもの	13,750円	16,500円	27,500円	4,140円
	共用の場合	1人1日につき90円			
補助グラウンド		1,000円	1,430円	1,960円	340円
競技本部棟	1室	1,080円	1,300円	2,170円	320円

(3) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）
球場	全点灯	1,090円
	2/3点灯	740円
	1/3点灯	370円

(4) シャワー

1人1回につき96円

別表第2備考3中「陸上競技場若しくは補助グラウンド」を「若しくは陸上競技場等」に、「陸上競技場又は補助グラウンド」を「陸上競技場等」に改め、同表備考7を同表備考10とし、同表備考6中「多目的室、体育館の大アリーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンド」を「又は多目的室」に改め、「（体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあつては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあつては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））」を削り、同備考を同表備考7とし、同備考の次に次のように加える。

8 体育館の大アリーナ又は小アリーナを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあつては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあつては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

9 屋外体育施設の球場又は陸上競技場等（陸上競技場の共用の場合を除く。）を時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（陸上競技場を2分の1に区分して利用する場合にあつては、当該額に0.5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

別表第2備考5の次に次のように加える。

6 屋外体育施設の陸上競技場（共用の場合を除く。）を2分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額に0.5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

高知県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第21号

高知県文化財保護条例の一部を改正する条例

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項ただし書、第3項及び第4項、第28条第2項並びに第32条第1項ただし書中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第45条第3項中「、学識経験を有する者のうちから」を削る。

第51条中「き棄し」を「毀棄し」に改める。

第52条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第53条中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第22号

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年高知県条例第48号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年8月1日から施行する。